

地方公務員給与実態調査の概要

調査目的

地方公務員の給与の実態を明らかにし、併せて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ること。

調査の沿革

昭和30年1月に第1回目の調査が行われ、昭和33年以降は5年ごとに実施されている（昭38、43、48、53、58、63、平5、10、15、20、25年）。

調査の根拠

- ・統計法（平成19年法律第53号）
- ・地方公務員給与実態調査規則（昭和33年総理府令第57号）

調査の対象

- ・対象団体：都道府県、指定都市、市町村、特別区、一部事務組合（広域連合、財産区及び地方開発事業団を含む。）及び特定地方独立行政法人
- ・対象者：特別職及び一般職に属する上記対象団体の職員（悉皆）
- ・対象者数（一般職）：平成25年4月1日現在 2,756,186人

調査項目

所属する地方公共団体の名称、所属する公署の名称、氏名及び性別、生年月日及び年齢、学歴、資格及び免許、経験月数、職種、職務、職務上の地位、給与の支出される会計の別、採用時における前歴の有無、採用年月、給料月額、諸手当の月額、年間給与の額、その他上記項目の関連事項

調査時点

調査年の4月1日現在

調査結果の活用

- ・地方公務員の給与水準を国家公務員の給与との比較により算出するラスパイルス指数の基礎資料
 - ・地方財政計画作成の基礎資料
- その他、本調査は、地方公務員の給与の実態を総合的に把握している基本的調査であり、地方公務員の給与に大きな関心を持たれている現状においては、広範に資料として用いられている。

調査の流れ

【都道府県職員】

総務大臣 - 都道府県知事 - 職員

【指定都市職員】

総務大臣 - 指定都市市長 - 職員

【市区町村職員】

総務大臣 - 都道府県知事 - 市区町村長 - 職員

(参考) 附帯調査と補充調査

基幹統計のほか、基幹統計と同時実施の附帯調査及び本調査の中間年に実施されている補充調査がある（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき実施される業務統計）。

情報提供の充実について

1 現状（e-Statにおける掲載状況）

平成20年

- ・『地方公務員給与の実態』（発行した冊子のPDFデータ）
- ・地方公共団体別給与等の比較（各地方公共団体のラスパイレス指数等のExcelデータ）

平成25年

- ・『地方公務員給与の実態』（発行した冊子のPDFデータ）
- ・地方公共団体別給与等の比較（各地方公共団体のラスパイレス指数等のExcelデータ）

2 対応案

平成20年及び平成25年

- ・『地方公務員給与の実態』のExcel形式による掲載を検討

平成15年以前

- ・『地方公務員給与の実態』（発行した冊子のPDFデータ）の掲載を検討
平成15年以前のデータについては、現在のシステムに移行する前の旧システムにより集計したものであるため、加工可能な形式では存在せず、作成も困難。

基幹統計調査と附帯調査及び補充調査の関係について

基幹統計調査

【調査対象】

各地方公共団体の職員個人

【調査項目】

職員個人に関する事項(職種、職務、経験月数、給料月額、諸手当月額等)

【集計結果の主な利用方法】

- ・地方財政計画作成の基礎資料
- ・ラスパイレス指数算出の基礎資料
- ・地方公務員給与の適正化に係る助言の基礎資料

【回答方法】

職員ごとの個票による回答

附帯調査及び補充調査

【調査対象】

各地方公共団体

【調査項目】

各地方公共団体の給与に関する事項(職員数、平均給料月額、平均諸手当月額、初任給の状況、採用・退職の状況等)
附帯調査においては、基幹統計と重複する項目を除く。

【集計結果の主な利用方法】

- ・ラスパイレス指数算出の基礎資料
- ・地方公務員給与の適正化に係る助言の基礎資料

【回答方法】

各団体ごとの調査表による回答



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

票番号 4

地方公務員給与実態調査調査票(一般職)

(平成25年4月1日現在)

票番号は記入しないでください。

職員は※印のみ記入してください。

(注意) 記入に当たっては、「地方公務員給与実態調査調査票(一般職)記入要領」を必ず参照してください。

① 団体コード ② 団体区分番号 (別表-1) ③ 人口段階番号 (別表-2) ④ 所属公署所在地コード ※ ⑤ 団体名 都道府県 市区町村 組合等 ※ ⑥ 所属公署部課名 ※ ⑦ 氏名 ⑧ 職員番号 ※ ⑨ 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生 ※ ⑩ 満年齢 月 数 ※ ⑪ 性別 1 2 男 女

⑫ 会計区分 1 普通会計 2 公営企業会計 3 その他公営企業会計 4 その他事業会計 ⑬ 職種区分番号 (別表-3) ⑭ 職務上の地位区分番号 (別表-4) ⑮ 職務区分番号 (別表-5) ⑯ 最終学歴 1 大学卒 2 短大卒 3 高校卒 4 中学卒 ⑰ 給与決定上の学歴 1 大学卒 2 短大卒 3 高校卒 4 中学卒 5 再任用職員 ⑱ 採用時における前歴の有無 1 有 2 無 ⑲ 採用年月 昭和 平成 年 月 ⑳ 資格又は免許名 ㉑ 資格・免許取得年月 昭和 平成 年 月

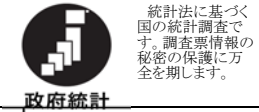
⑳ 合計 (A)+(B)+(C) 月 (A) 在職月数 月 (B) 前歴換算経験月数 小計 前歴月数 換算率 100/100 月 80/100 月 50/100 月 25/100 月 (C) 調整月数 11 月

給与 ㉒ 給与月額 百万 千 円 給料 ㉓ 給料月額 百万 千 円 ㉔ 給料の調整額 千 円 扶養手当 ㉕ 支給月額 千 円 ㉖ 配偶者 1 2 3 有扶 有非扶 無 ㉗ 配偶者以外の者 人 地域手当 ㉘ 支給月額 千 円 ㉙ 異動保障等の有無 1 2 有 無 ㉚ 支給割合 % 通勤手当 ㉛ 支給月額 千 円 ㉜ 通勤の方法別番号 (別表-6)

㉝ 年間給与 百万 千 円 0 0 0

検印

- 1 この調査票は、地方公務員の給与の実態を明らかにし、併せて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得るために使用するものです。
2 この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計ですから、報告しなかった場合、虚偽の報告をした場合又はこの調査に従事する公務員がこの調査の内容を漏らした場合には、同法の規定によって罰せられます。



平成25年 地方公務員給与実態調査調査票
特別職に属する職員等の定数及び給料（報酬）額に関する調（その2）

団体コード	表番号
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	7 2 5 8

都道府県名	
指定都市名	

25 県

区 分	行 番 号	(1) 年 額		(2) 月 額		(3) 日 額		(7) 年額と月額が併給されている場合			(10) 年額と日額が併給されている場合			(13) 月額と日額が併給されている場合			(16) (17) (18) 適用年月日						
		定数	1人当たり給料 (報酬)額	定数	1人当たり給料 (報酬)額	定数	1人当たり給料 (報酬)額	定数	年 額	月 額	定数	年 額	日 額	定数	月 額	日 額	P	Q	R				
																				A	B	C	D
		人	百円	人	百円	人	百円	人	百円	人	百円	人	百円	百円	人	百円	百円	年	月	日			
公 安 委 員 会	委 員 長	ツ	1 9 0	12	15	20	23	28	31	35	38	43	48	51	56	60	63	68	72	74	76	77	
	委 員	ネ	/																/	/	/	/	
地 方 労 働 委 員 会	会 長	ナ	2 1 0																/	/	/	/	
	使 用 者 委 員	ラ	/																/	/	/	/	
	労 働 者 委 員	ム	2 3 0																/	/	/	/	
収 用 委 員 会	公 益 委 員	ウ	/																/	/	/	/	
	会 長	キ	2 5 0																/	/	/	/	
海 区 漁 業 委 員 会	委 員	ノ	/																/	/	/	/	
	会 長	オ	2 7 0																/	/	/	/	
内 水 場 圃 委 員 会	委 員	ク	/																/	/	/	/	
	会 長 又は 委員長	ヤ	2 9 0																/	/	/	/	
内 水 場 圃 委 員 会	委 員	マ	/																/	/	/	/	
	地方公営企業管理者	ケ	3 1 0																/	/	/	/	
教 育 長	フ	/																/	/	/	/		
特 定 地 方 独 立 行 政 法 人	理 事 長	常 勤	コ	3 3 0															/	/	/	/	
		非 常 勤	エ	/															/	/	/	/	
	副 理 事 長	常 勤	テ	3 5 0															/	/	/	/	
		非 常 勤	ア	/															/	/	/	/	
	理 事	常 勤	サ	3 7 0																/	/	/	/
		非 常 勤	キ	/																/	/	/	/
監 事	常 勤	ユ	3 9 0																/	/	/	/	
	非 常 勤	メ	/																/	/	/	/	

